

あの夏の日

# それは突然あらわれた

**1957年8月16日**

60年前のその日、原発開発のための研究用原子炉を阿武山に建設する計画が明らかになった。それは淀川の汚染リスクを理由に宇治での建設計画が撤回されてわずか半年後の突然の発表だった。

1953年12月のアイゼンハワー米大統領の原子力平和利用演説を受け、1954年には原発開発のための国家予算が採択されていた。



1953年に制作された『原子怪獣現わる』(The Beast from 20,000 Fathoms) ワナー・ブラザース映画ポスターより。「核実験で蘇った巨大な怪獣が都市を襲撃する」設定や特撮技術は『ゴジラ』(1954年)など後世の作品にも大きな影響を与えた。

**なぜ阿武山が選ばれたのか**



**原子炉設置準備委員会の説明 (数字は当時のもの)**

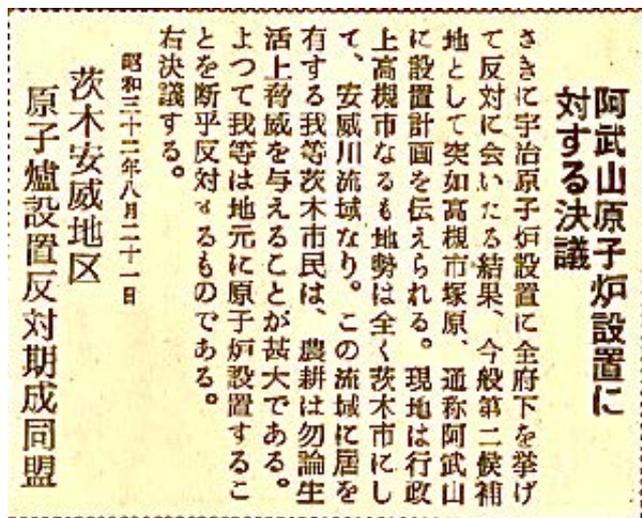
宇治は大阪の600万の人々の水を送る淀川の水源にあり万一の事故のとき代わりを準備できない。安威川は神崎川につながる茨木6万人の水源だから万一の時も何とかなる。

**当時の茨木市は**

安威川は市民の水源であった。稲作に加え、酒米を育て数多くの銘酒を生み出していた。トマトケチャップ工場や牛乳工場、ビール工場などの飲料製造が行われていた。

**茨木市民は怒り、市長・市議会・町内会が全市を上げて反対**

当然、市民の怒りは爆発、計画発表の5日後には安威地区の住民が設置反対決起集会を開催。たちまち全市へ反対運動が広がり、茨木小学校で市民決起集会を開催するに至った。



# 60年前、市民の力が 原子炉建設計画をSTOPさせた

新しいエネルギー基本計画策定を前に  
60年前に茨木市民と科学者が  
共同で明らかにした  
「本当の安全性」を再確認しよう。



## 1955年ジュネーブ会議

アメリカ原子炉安全委員会の報告

「原子炉は10年間動かした人でも最初の一日のときのような細心の注意を忘れては危険である。原子炉は本質的に危険なものである。主な川の流域には置いてはいけない」

## 許容量とは 武谷三男

『許容量』という概念は、その量までは許して良い量、危険のない量といわれているが、それは間違いで、その量まででも危険があるかも知れないが、そのものを使うことによって、使用される個人に利益があるならば、マイナスとプラスを天秤に掛けて『ある量までのマイナスはガマンしてもいいのではないか』という量のことであり、これは自然科学的概念ではなく社会科学的概念である。放射線被曝はどんなに微量でも有害だから、受ける必要のない、または利益のない被曝に関する限り、許容量はゼロであるべきもの。

## 予防原則

有害性の科学的証明について、ある活動が有害である科学的証明がなくても、無害であることが証明できない限り、その活動は原則として行ってはいけない。

## 「安全性の哲学」 武谷三男

- 安全性の原則 1 安全が証明されたものでない限り、実施してはならない
- 安全性の原則 2 許容量や基準量などは安全な量を意味するものではない
- 安全性の原則 3 人間に被害例が出ていないから実施してよいという論理は誤りである
- 安全性の原則 4 有毒性は直ちに医学的に検出されるとは限らない
- 安全性の原則 5 その行為の結果に医学的被害の出ないものでも、すべて許容されるわけではない
- 安全性の原則 6 天然に有毒物があるからといって、人工的にこれと同じものを附加することは許されない

